

アジアヘッドクォーター特区地域協議会規約

(目的)

第1条 総合特別区域制度を活用し、自立・分散型エネルギーのネットワーク、高度な防災機能等の整備と併せて、海外企業のアジア拠点やR&D拠点を呼び込み、産業の新たなイノベーションを生み出し、東京をアジアヘッドクォーターへと進化させるため、その実現に向けた地域の関係者との協議の場として、総合特別区域法第19条第1項の規定に基づき「アジアヘッドクォーター特区地域協議会（以下「協議会」という。）」を設置する。

(会長及び構成員)

第2条 協議会は、別表に掲げる団体及び有識者をもって組織する。

- 2 協議会に会長1名を置き、会長は協議会を代表し、会務を総括する。
- 3 会長は、委員の互選により決定する。
- 4 会長に事故があるときは、会長が指名する者が職務を代理する。

(会議)

第3条 協議会の会議は、必要に応じ随時開催する。

- 2 会議は、会長が招集する。
- 3 緊急に協議すべき事項又は軽微な事項については、会長は、構成員に対して電子メール又は書面により賛否を求め、これをもって協議会の協議に代えることができる。
- 4 会長は、協議に必要なある場合、関係者及び有識者等の出席を求め、意見・助言等を求めることができる。

(協議事項)

第4条 協議会は、次の各号に掲げる事項を協議する。

- (1) 総合特別区域の指定申請に関すること。
- (2) 国と地方の協議会における協議への対応に関すること。
- (3) 総合特区計画の作成及び変更に関すること。
- (4) その他総合特区計画の実施に関し必要な事項

(幹事会等)

第5条 協議会は、前条の協議を円滑に行うため、幹事会を置くことができる。

- 2 協議会は、特に必要があると認めるときは、別に専門委員会を置くことができる。

(公開等)

第6条 会議の議事については、次の各号に掲げる事項を記載した議事概要及び会議資料を公表するものとする。ただし、東京都情報公開条例（平成11年東京都条例第5号）第7条の規定に該当する情報が記録されている場合は、この限りではない。

- (1) 開催日時及び場所

(2) 開催目的及び協議事項

(3) 議事の概要及び結果

(守秘義務)

第7条 構成員は、第6条の規定に基づき非公開とされた事項を、他者に漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(庶務)

第8条 協議会の事務を処理するため、東京都に事務局を置く。

(雑則)

第9条 この規約に定めるもののほか、協議会の運営に関して必要な事項は協議のうえ別途定める。

附 則

この規約は、平成23年9月26日から施行する。

別表

	団体等	備考
1	東京都（所管局理事）	会長
2	森ビル(株)	事業予定者
3	森トラスト(株)	
4	三井不動産(株)	
5	三菱地所(株) （一般社団法人大手町・丸の内・有楽町地区まちづくり協議会、三菱地所(株) 共同提案代表）	
6	住友不動産(株) （一般社団法人新宿副都心エリア環境改善委員会 代表）	
7	(株)フジテレビジョン （東京 DAIBA・MICE/IR 国際観光戦略総合特別区域共同提案グループ代表）	
8	東急(株) （東急(株)・東急不動産(株) 共同提案代表）	
9	ディ・エグゼクティブセンター・ジャパン(株)	
10	平和不動産(株)	
11	ブルームバーグ・エル・ピー	
12	(独) 日本貿易振興機構	
13	千代田区	地方自治体
14	中央区	
15	港区	
16	新宿区	
17	江東区	
18	品川区	
19	大田区	
20	渋谷区	
21	豊島区	
22	(株)日本政策投資銀行	金融機関
23	(株)みずほ銀行	
24	(株)三井住友銀行	
25	三井住友信託銀行(株)	
26	(株)三菱 UFJ 銀行	
27	(株)きらぼし銀行	
28	(株)東京スター銀行	
29	(株)東日本銀行	
30	総合特別区域計画の作成、変更、及び実施に関し、密接な関係を有する者又はその他で会長が必要と認める者	